

令和8年度次世代経営者イノベーション創出事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

県内中小企業（※1）の次世代経営者（※2）を対象に、新事業創出のためのアクセラレーションプログラムを行うことで、事業承継を契機とした経営基盤の強化や地域産業の持続的な発展につなげる。

※1 県内中小企業：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であり、県内に主たる事業所を有する者

※2 次世代経営者：事業承継前の経営候補者又は承継後5年以内の経営者

2 委託内容

(1) 後継者育成プログラムの実施

新事業開発に必要なマインドやスキルセットを学びながら、既存事業の見直しや顧客課題の発見、仮説検証、事業アイデアの構築を進めるための一連のプログラム（セミナーやワークショップ等）を開催すること。

対面での実施を原則とし、参加者の利便性、支援の効率性等を考慮した上で、オンラインによる実施も可能とする。

プログラムの参加者は10者以上とすること。

(2) 個別支援プログラムの実施

事業アイデアのブラッシュアップを通じた事業計画の策定や仮説検証等、事業内容の具体化に向けて、専門知識を有するメンターや新事業開発経験のある先輩承継者による相談対応等の個別支援プログラムを行うこと。

個別支援プログラムの実施回数や実施形式（対面、オンライン）は指定しないが、参加者の利便性や支援の効率性等を考慮すること。

プログラムの参加者は10者程度とすること。

(3) 成果発表会の実施

当該プログラムの成果を対外的に発信するための成果発表会を実施すること。実施形式は対面とすること。

(4) 交流会の実施

当該事業終了後も、プログラム参加者のほか、今後事業承継を予定している者や支援者同士の情報交換等が行われるような関係構築を進めるため、対面での交流会を県内複数箇所で開催すること。

3 事業実施における留意点

(1) 事業の実施に当たっては、県や事業承継の支援機関との連携を図ること。

(2) 各プログラムの参加者の選定や実施に当たっては、事前に県と協議すること。

4 事業の対象地域

本事業は、新潟県内を対象地域とする。

5 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

6 報告書の作成

(1) 提出物

① 実施報告書

報告書の作成に当たっては、以下の項目を盛り込むこと。

・実施概要

(提供する各プログラムの実施日、実施場所、実施内容、実施方法など)

- ・プログラム参加者（メンター等の支援者を含む）の情報一覧
- ・イベントの実施状況やアンケート結果、広報に関する資料等の各種データ
- ・事業実施による成果とそれに対する評価、課題等

② 公表用資料

事業の実施概要や成果が分かる公表用資料（A4数枚程度のポンチ絵）を作成すること

(2) 提出媒体

①及び②について、電子媒体及び紙媒体 各1部

(3) 提出期限：令和9年3月5日（事業実施期間の最終日まで）

7 委託対象となる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

8 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 法規制等の見直し状況を注視し、プログラム及びイベント開催等の運用・管理を行うこと。
- (3) 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うものとする。
- (4) 本事業実施にあたり、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、合わせて「知的財産権等」という。）について処理済みの素材を使用すること。
- (5) 受託者は、本事業の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証することとし、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続や使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託業務により制作される成果物の著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 県が行う実地検査に協力すること。
- (8) 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。
 - ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・請求書 ・振込依頼書
 - ・領収書 ・現金出納簿 ・帳簿、元帳
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守

し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（実地調査）

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

注1 「甲」は新潟県を、「乙」は受託事業者を指す。

2 情報セキュリティ実施手順及び緊急時対応計画等に基づき、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略し、若しくは削除すること。